

株式の共同相続と権利行使者による 議決権行使の効力

——共同相続株式の権利行使に関する判例法理の検討（1）——

吉 本 健 一

- I はじめに
- II 株式の共同相続
- III 権利行使者による議決権行使の効力
- IV おわりに

I はじめに

株式会社の株主が死亡した場合には、その保有株式が相続人に相続され（民896条）、相続人が株主の地位を承継する⁽²⁾。相続人が複数存在する場合には、相続財産である株式は当該複数の相続人に共同相続され、株式は当該共同相続人の準共有となると解されている（民898条、264条）。当該相続株式が株式発行会社の発行済株式総数に占める割合がそれほど大きくない場合には、共同相続人間に意見の対立があっても、相続人間はともかく、会社運営の面ではそれほど深刻な問題とはならない。とこ

(1) 本稿が扱う判例には、株式会社の株式ほか有限会社の持分を対象とするものもあるが、本稿では株式会社の株式で代表させる。

(2) この点は、相続株式が譲渡制限株式であっても変わらない（会134条4号）。久留島隆「会社持分の共同相続と権利行使者の選定・解任」法研47巻3号（1974年）55頁、大森政輔「株式の相続に伴う法律問題（1）——株主の死亡から遺産の分割まで——」商事947号（1982年）4頁。

ろが、小規模で閉鎖的ないわゆる同族会社において創業者株主や経営者株主が死亡した場合には、当該相続株式の行方が会社支配の所在を左右し、必然的に会社の後継経営者の決定に直結することとなるため、共同相続人間の利害対立も先鋭化し、紛争が長期化して会社運営にも深刻な影響が生じ得る。

従来株式が共同相続された場合の株主権行使の問題に関しては、いくつかの最高裁判例が示されており、実務ではこれに従った処理がなされていることも想定される。しかし、これらの最高裁判例が示した法理の一般的妥当性や当該紛争事案に関する解決策には、必ずしも適切でないと思われるものがある。本稿では、このような問題意識から、従来の判例法理を検討することとし、まずその第1段階として、株式が複数の相続人に相続される場合の株式の帰属態様および株式の準共有を前提とした場合の「当該株式についての権利を行使する者」（会106条本文。以下「権利行使者」という）による議決権行使の効力の問題を扱う。

II 株式の共同相続

(1) 判例法理

まず、判例法理の最初の検討課題として、株式が複数の相続人に相続される場合に、共同相続され遺産分割されるまで準共有となるか、それとも相続分に従って分割承継されるかという問題がある。⁽³⁾ 周知のように、この問題に関して判例は一貫して準共有説を採っており、⁽⁴⁾ 学説上も通説

(3) なお、持分会社の持分が複数の相続人に相続される場合は、持分単主義の関係から共同相続人による準共有となると解される。会社法608条1項・5項参照。

(4) 最判昭和45年1月22日民集24巻1号1頁。準共有説を前提とする判例として、最判昭和52年11月8日民集31巻6号847頁、最判昭和53年4月14日民集32巻3号601頁（有限会社）、最判平成2年12月4日民集44巻9号1165頁、最判平成3年2月19日判時1389号140頁、最判平成9年1月28日判時1599号13頁（有限会社）、最判平成11年12月14日判時1699号156頁、最

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

の地位を占める。⁽⁵⁾しかし、異説ながら分割承継説もなお有力といえる。⁽⁶⁾

準共有説の根拠として最判平成26年2月25日⁽⁷⁾（以下「最判平成26年」という）は、以下のように述べている。

「株式は、株主たる資格において会社に対して有する法律上の地位を意味し、株主は、株主たる地位に基づいて剰余金の配当を受ける権利（会社法105条1項1号）、残余財産の分配を受ける権利（同項2号）などのいわゆる自益権と、株主総会における議決権（同項3号）などのいわゆる共益権とを有するのであって（最高裁昭和42年（オ）第1466号同45年7

判平成27年2月19日民集69巻1号25頁（特例有限会社）参照。

(5) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(3)』（有斐閣、1986年）49頁〔米津昭子〕、田中誠二『三全訂会社法詳論』上巻（勁草書房、1993年）305頁、大森政輔「株式の相続に伴う法律問題(2)——株主の死亡から遺産の分割まで——」商事948号（1982年）52頁、谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)』（有斐閣、1989年）106頁〔本間輝雄〕、滝澤孝臣「相続と株主権の行使」『商法と商業登記（味村判事退職記念）』（商事法務、1998年）633頁、青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使」『閉鎖会社紛争の新展開』（信山社、2001年）10-11頁（初出2000年）、江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』（有斐閣、2015年）122頁注(3)、道野真弘「判批」リマークス23号（2001年）89頁、山下真弘「判批」金判1447号（2014年）17頁など参照。

(6) 出口正義「株式の共同相続と商法203条2項の適用に関する一考察」『株主権法理の展開』（文眞堂、1991年）341頁以下（初出1989年）。山下友信編『会社法コンメンタール(3)』（商事法務、2013年）42頁〔上村達男〕、伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第2版）』（有斐閣、2015年）120頁〔田中亘〕も参照。そのほか、相続財産が株式のみの場合で各相続人の相続分で割り切れる株式数や不当に株券が発行されていないような場合には、相続株式は相続分に応じて株式が分割帰属するという見解（永井和之「商法203条2項の意義」『現代企業法学の課題と展開（戸田修三先生古稀記念）』（文眞堂、1998年）208-209頁）や投資株主および投機株主が有する株式は可分債権と同様に相続分に応じて当然分割されるという見解（込山芳行「同族的小規模閉鎖会社における株式の共同相続」『企業社会と商事法（保住昭一先生古稀記念）』（北樹出版、1999年）153頁）もある。

(7) 民集68巻2号173頁、判時2222号53頁、判タ1401号153頁、金法2004号98頁、金判1446号22頁。

月15日大法廷判決・民集24巻7号804頁参照)、このような株式に含まれる権利の内容及び性質に照らせば、共同相続された株式は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである(最高裁昭和42年(オ)第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1頁参照)。」

(2) 検 討

この問題については、2つの観点から検討する必要がある。第1に、株式に含まれる議決権の特殊性であり、第2に、企業承継の観点である⁽⁸⁾。

1 まず第1に、判例は株式の法的性質に関するいわゆる社員権説の⁽⁹⁾立場から、議決権などの共益権を根拠に、株式は分割されずに共同相続人の共有に属するとしている。学説上も同様に、株式は金銭的価値のみならず議決権などの会社経営に関与する権利を含んだ株主としての地位を表章するものであって、民法427条の対象である可分給付を目的とする債権ではないから、共同相続人にその相続分⁽¹⁰⁾に応じて当然分割帰属するものではないという理解が一般的である。しかし、分割承継説の主張

(8) なお、最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁は、従来の判例法理を変更し、相続財産である預貯金(普通預金、通常貯金、定期貯金)債権も相続開始と同時に共同相続人間で当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となると判示した(最判平成29年4月6日金法2064号6頁、金判1516号14頁も参照)。これによれば、株式分割承継説の重要な根拠が失われたと解する余地があるが、本稿では、預貯金債権につき準共有説を採るか否かにかかわらず、株式独自の問題として検討する。

(9) 前掲最判平成26年は、上述のように昭和45年最高裁大法廷判決を引用している。

(10) 内海健一「判批」商事677号(1974年)37頁、大野正道「株式・持分の相続準共有と権利行使者の法的地位」『80年代商事件の諸相(鴻常夫先生還暦記念)』(有斐閣、1985年)236頁、篠原勝美「判解」『最高裁判所判例解説民事篇平成2年度』(1992年)438-439頁、岡野谷知広「判批」法研65巻3号(1992年)112頁、青竹・前掲注(5)9-10頁、山口和男「判解」

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

は、株式が自益権のみならず共益権をも含んだ株式会社における法的地位であることを承認しつつ、株式会社における持分複数主義と持分均一原則を前提とするならば、複数の株式は可分であるというものであるから⁽¹¹⁾、準共有説はこの点からの主張に十分応えていないというらみがあると思われ⁽¹²⁾。

この問題については、以下のように考えるべきであろう。株式は原則として持分均一主義をとっており、各株式の内容は種類株式を除き等しい（株式の均等性）。しかし、議決権のような会社の経営支配に関与し得る権利については、単純にその内容（実質的利益）が株式の数に比例するとは限らない。議決権の数は1株1議決権の原則（会308条1項本文）により株式の数に比例するといえても、議決権から生ずる経営支配権は議決権の数に比例するわけではなく、議決権の数の増加に応じて等比級数的に増加する性質がある⁽¹³⁾。これは、議決権が剰余金配当請求権のような自益権とは異なり、株主総会という多数決原理が支配する場において、取締役選任のような経営支配事項について総会としての統一的な意思を決定するために行使される権利であることの結果である。このような議決権の性質からすると、議決権を含む株式が共同相続人間に分割承継されるという理解は、そのような相続株式の議決権が有する経営支配権を解体するリスクをもたらしことになる。そのことは、次に述べる⁽¹⁴⁾企業承継の観点からの考慮とも衝突することになる。したがって、株式

判タ1065号（2001年）214頁、河内隆史「株式の共同相続に伴う株主権の行使」『現代企業法の理論と課題（中村一彦先生古稀記念）』（信山社、2002年）262頁、江頭憲治郎＝門口正人編『会社法大系(3)』（青林書院、2008年）66頁〔岡正晶〕、神作裕之「会社訴訟における株式共有者の原告適格」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』（商事法務、2014年）231頁。

(11) 出口・前掲注(6)346-347頁。

(12) 同旨、新里慶一「相続と商法203条2項」中京40巻3・4号（2006年）211-213頁、田中（亘）・前掲注(6)120頁参照。

(13) 厳密には株主構成すなわち他の株主の議決権割合にも影響を受ける。

は議決権のような経営支配に関わる特殊な性質を有する権利を含む法的地位であり、共同相続人間に分割承継されるのに適さない権利であるといふべきである。⁽¹⁵⁾

また、議決権に関していえば、株式発行会社が単元株式制度採用会社であるときは、分割承継説によれば、相続株式の全部または一部が単元未済株式となって、その部分については議決権が行使できなくなる可能性がある。そのような結果は、同族会社における経営支配株式が共同相続される場合を考えると、妥当なものか疑問が残る。

さらに、株主権のうちいわゆる少数株主権の問題もある。発行済株式あるいは総株主の議決権の一定割合以上または一定数以上の議決権を有する株主は、株主提案権などの少数株主権を行使することができるが、相続株式が分割承継されるとその要件を満たさなくなると当該権利を行使できなくなる可能性がある。⁽¹⁷⁾この点も、分割承継説の難点としてあげることができる。

2 第2に、円滑な企業承継の確保という観点がある。⁽¹⁸⁾周知のように、

(14) 同旨、中村信男「判批」判タ1048号(2001年)185頁参照。

(15) 同旨、河内・前掲注(10)262頁参照。このような考え方に対しては、わずかな上場会社株式が共同相続されたような議決権の価値を無視し得る場合には、分割承継されると考えるべきであるとの反論もあり得るが、議決権がそのような性質を有することは株式数とは無関係であるから、株式一般が分割承継に適さないと解すべきである。山下眞弘「非公開会社の株式相続と会社法106条の法意」『名古屋学院大学法学部開設記念論文集』(2014年)228頁注(7)参照。

(16) このことに連動して、単元株式制度採用会社で会社法189条2項所定の定款の定めがあるときは、当該権利も行使することができなくなる。

(17) このような場合でも、共同相続人が共同すれば少数株主権を行使することができるが、共同相続人間に対立がある場合には権利行使が困難となる。

(18) 大野正道博士が夙に指摘された視点である。大野正道『企業承継法の研究』(信山社, 1994年)所収の各論稿参照。山下眞弘『会社事業承継の理論と実務』(法律文化社, 2017年)も参照。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

株式の共同相続に関わる紛争事例は、そのほとんどが創業者株主や経営者株主が死亡後の相続株式の帰属や権利行使を巡るものであるが、舞台となるのはいわゆる小規模閉鎖的な同族会社である。そして、これらの紛争は当該株式を含む遺産相続争いであると同時に、同族会社の後継者争いでもある。同族会社の後継者争いはケースごとに事情が異なり、会社法や相続法が望ましい後継者による企業承継を保障するわけではない。しかし、少なくとも相続人間の自主的な協議による企業承継や相続株式の承継を阻害するものであってはならない⁽¹⁹⁾。そうすると、ここでは何らかの要因によって後継者が定まる場合には、当該者による企業承継がスムーズに実現するように、相続株式の後継者への移転を阻害しない方向での解釈が支持されるべきである⁽²⁰⁾。この点、分割承継説では、そのような支配株式もいったんは共同相続人間に分割承継されることになり、円滑な企業承継に支障が出るおそれがある。準共有説によれば、遺産分割協議において後継者に当該株式を一体的に取得させる形で遺産分割がなされることも考えられるが、分割承継説のようにいったん相続株式が分割承継されてしまうと、後継者に相続株式を集中させるには改めて当該株式の移転行為が必要となるからである。このことは従来話し合いによる解決で紛争にはならなかったような多くの同族会社における株式相続事案においてさえ、紛争の種を蒔くことにならないかという危惧がある。

以上の考慮から、上場株式を含めて株式は分割承継されることなく、遺産分割までは共同相続人間に共同相続され、準共有になると解すべきである。しかし、分割承継説からは、相続株式が準共有になるとすると、権利行使者を選定・通知しないと株主権を行使できず、その選定方法に全員一致説をとっても持分過半数説をとっても共有者の株主権が継続的

(19) 山下・前掲注(18)116, 125頁参照。

(20) 大杉謙一「判批」ジュリ1214号(2001年)89頁。

(21) 大杉健一「判批」法協109巻5号(1992年)199頁, 神作・前掲注(10)232頁。

に無視されるおそれがある、という鋭い批判がある⁽²²⁾。そこで、次にこの点に重大な影響を有する判例法理を検討する。

III 権利行使者による議決権行使の効力

(1) 判例法理

株式会社の株主が死亡し、相続人が複数いる場合には、遺産分割がなされるまでの間、被相続人が有していた株式は、共同相続人の準共有となる(民898条)。そして、会社に対し株主として権利を行使するには、権利行使者を一人選定しその氏名・名称を会社に通知しなければならない(会106条本文, 旧商203条2項, 旧有22条。ただし、会社が権利行使に同意した場合はこの限りでない。会106条但書)。権利行使者を選定・通知した場合には、準共有株式に関する権利行使は当該権利行使者のみが行うことができ、他の準共有者は権利を行使することができない。それでは、当該権利行使者による議決権行使は、会社との関係でどのように取り扱われるのか。この点に関する判例が次のものである。

最2判昭和53年4月14日⁽²³⁾(以下「最判昭和53年」という)

〔事案の概要〕

被告Y有限会社は資本金300万円(3000口)をもって訴外亡Aが設立したいわゆる同族会社であって、その社員はA(出資持分2400口)、同人の長男亡B(同120口)、Aの甥である原告X(同480口)の3名であった。Aの死亡(昭和41年5月25日)により、Aの社員持分はその相続人

(22) 出口・前掲注(6)354-355頁。

(23) 民集32巻3号601頁, 判時892号100頁, 判タ364号189頁, 金法864号28頁, 金判550号3頁, 商事809号31頁。調査官解説として、榎本恭博「判解」『最高裁判所判例解説民事篇昭和53年度』(1982年)166頁, 判例解説ないし評釈として、龍田節「判批」民商80巻1号(1979年)108頁, 志村治美「判解」法セ288号(1979年)154頁, 丸山秀平「判批」新法86巻7=9号(1980年)355頁, 出口正義「判解」『会社判例百選(第5版)』(有斐閣, 1992年)200頁参照。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

であるB、C、D、EおよびFの5人に共同相続され遺産分割が行われ
ないまま準共有となり、さらにその後Bの死亡により（死亡時期不明）
その相続人GがAの持分についてのBの相続分およびBの持分を相続し
た。昭和41年9月22日、Aの相続人5名は、少なくともその多数決によっ
てY会社の社員権を行使する代表者をCと定めY会社に届出をしたが、
その際相続人5名の総意を得た上でなければ代表者は代表権を行使しな
い旨決議した。その後昭和42年8月および9月に、右5名中2名からC
およびY会社に対し、遺産共有持分に係る社員権行使の代表者をCと定
めた契約を解除する旨の通知がなされた。

Y会社は、昭和44年8月21日のY会社社員総会において、㊦Xの取締
役解任、㊧C、E、F、Gの取締役選任の各決議が、また同年9月22日
の社員総会において定款変更決議が成立したとして議事録を作成した。
8月総会の各決議は、C、Dの代理人H（夫）、G（当時未成年）の親
権者Iから委任された代理人J（Iの父）および当時Y会社の代表取締
役であったXが出席し、Xを含む全員が、右2400口のうちCにおいて
1440口（亡Aの社員口数2400口のうちDおよびGが単独行使した各480
口の計960口を控除したもの）、DおよびGにおいて各480口を単独行使
することに合意し、その後Xが不在となったため、HがXの代理人とし
て出席して議事に入り、Cの代表行使した1440口およびGの代理人Jが
行使した600口（上記480口と亡Bの120口の合計）の賛成、DおよびX
の代理人Hが行使した480口宛計960口の反対により、成立したものであ
る。また、9月総会の決議は、C、G（成年）、Xの代理人Hが出席し
たが、Hの代理権がY会社（総会議長はC）によって否認され、Cの代
表行使した2400口およびGの行使した120口の賛成により成立した。

Xは、総会決議取消請求訴訟の提訴期間である3か月を経過後、本件
各決議が定款に違反すること、Cら5名の相続に係るAの2400口の社員
権の行使は、相続人5名の総意に基づかないで行使されその結果成立要
件を欠くこと、などを主張して本件各社員総会決議無効（不存在）確認

請求訴訟を提起した。第一審は、X主張の事実は未だ決議を不存在ならしめる程度の重大な瑕疵とは認められないとして、請求を棄却した。

Xは控訴し、控訴審において、取締役を選任されたCら4名が右決議につき特別利害関係者であり、強行規定である旧有限会社法41条、昭和56年改正前商法239条5項に違反して議決権が行使されたことを追加主張した。原判決は、特別利害関係を否定するとともに、亡Aの相続人がその多数決によりCをAの社員権を行使する代表者として定め会社に届出た以上、Cは2400口につき議決権を行使し得る地位を有しており、その後5名中相続分が過半数に満たない2名が解除してもその地位には何らの消長も来さない、右相続人間で代表者は5名の総意を得た上でなければ代表権を行使しない旨を決議しても、このような代表権に加えた制限は、仮に代表者がこれに反した議決権行使をしても、他の相続人から責任を追及されることがあるか否かはさておき、Y会社に対する議決権行使そのものには瑕疵はないとして各決議の成立を認め、控訴を棄却した。Xは、さらに特別利害関係の存在、およびCによる議決権行使が5人の総意によらないでなされたことなどを理由として上告した。上告棄却。

〔判旨〕

「有限会社において持分が数名の共有に属する場合に、その共有者が社員の権利を行使すべき者1人を選定し、それを会社に届け出たときは、社員総会における共有者の議決権の正当な行使者は、右被選定者になるのであって、共有者間で総会における個々の決議事項について逐一合意を要するとの取決めがされ、ある事項について共有者の間に意思の相違があっても、被選定者は、自己の判断に基づき議決権を行使しうると解すべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論は、独自の見解であって、採用することができない。」（特別利害関係に関する部分は省略する）

(2) 検 討

1 本判決は、直接には権利行使者の議決権行使権限に関するが、これとの関連で権利行使者の選定方法に関するその後の議論に大きな影響を与えた。周知のように、権利行使者の選定方法に関しては、準共有株主全員の同意が必要とする立場（全員一致説⁽²⁴⁾）と準共有株式に関する管理行為として（民252条本文）準共有者の持分価格の過半数で決定するという立場（過半数説⁽²⁵⁾）⁽²⁶⁾の対立がある。判例は、過半数説を採る。過

(24) 西島梅治「判批」判評152号（1971年）41頁，久留島・前掲注（2）64頁，内海・前掲注（10）37頁，大野・前掲注（10）257頁，木内宜彦「判批」判評326号（1986年）56頁，青木英夫「判批」金判883号（1992年）44頁，畑肇「判批」リマークス4号（1992年）105頁，尾崎安央「判批」ひろば45巻11号（1992年）63頁，田中（誠）・前掲注（5）304-305頁，大杉・前掲注（20）90頁，大久保拓哉「判批」日法69巻2号（2003年）195頁，板村丞二＝西尾幸夫「判批」龍法43巻3号（2011年）470頁，江頭・前掲注（5）123頁注（3）など。裁判例として，徳島地判昭和昭和46年1月19日下民集22巻1号8頁（有限会社），大阪高判平成10年1月22日（最判平成11年12月14日の原判決。青竹正一「株式・有限会社持分の共同相続と社員権の行使再論」『閉鎖会社紛争の新展開』前掲注（5）61頁（初出2000年）による）参照。

(25) 平手勇治「判解」判タ367号（1978年）60頁，平田浩「判解」『最高裁判所判例解説民事篇昭和52年度』（1981年）311頁，榎本・前掲注（23）176頁，米津・前掲注（5）50頁，小林俊明「判批」ジュリ921号（1988年）102頁，稲葉威雄ほか『條解・会社法の研究（2）（別冊商事124号）』（1991年）53頁〔森本滋発言〕，片木晴彦「判批」判評466号（1997年）62頁，永井・前掲注（6）212頁，前田雅弘「判批」リマークス17号（1998年）107頁，荒谷裕子「判批」平成9年度重判解（1998年）102頁，稲田俊信「共有株式・持分の権利行使に関する諸問題——共有相続を中心に——」日法63巻4号（1998年）84-85頁，青竹・前掲注（5）35頁，河内・前掲注（10）267頁，加藤勝郎「判批」ひろば53巻8号（2000年）75頁，瀬谷ゆり子「議決権不統一行使の現代的役割」『現代企業法の理論と課題（中村一彦先生古稀記念）』（信山社，2002年）225頁，道野・前掲注（5）89頁，藤田祥子「判批」法研77巻6号（2004年）132頁，泉田栄一「株式・持分の相続と権利行使者の通知」新報109巻9＝10号（2005年）103頁，新里・前掲注（12）237頁，江頭憲治郎＝門口正人編『会社法大系（2）』（青林書院，2008年）25頁〔周剣

半数説の根拠として、有限会社の持分準共有の場合に関する最判平成9年1月28日⁽²⁷⁾（以下「最判平成9年」という）は、以下のように述べている。

「……持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。ただし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうち一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。⁽²⁸⁾」そのうえで、共同相

籠]、岡・前掲注(10)67頁、武久征治「判批」龍法43巻3号(2011年)457頁、柴田和史「判解」『会社法判例百選(第2版)』(有斐閣、2011年)25頁、田中(巨)・前掲注(6)122頁、神作・前掲注(10)239頁、松井秀征「株式の相続」ジュリ1491号(2016年)47頁、前嶋京子「判批」甲南法学56巻3=4号(2016年)229頁など。裁判例として、高松高判昭和52年5月12日民集32巻3号612頁、東京地判昭和60年6月4日判時1160号145頁参照。

(26) そのほか、権利行使者に付与される権限の内容によって選定方法が異なるとする説(田中啓一「判批」ジュリ554号(1974年)109頁、楠元純一郎「判批」佐賀大学経済論集34巻1号(2001年)84頁)や権利行使者の選定を共有物に関する保存行為とみる説(上田明信「判批」金判547号(1978年)53頁)もある。

(27) 判時1599号139頁、判タ936号212頁、金法1489号29頁、金判1019号20頁。判例解説ないし評釈として、片木・前掲注(25)60頁、前田・前掲注(25)104頁、荒谷・前掲注(25)101頁、大野正道「判批」判タ975号(1998年)33頁、寶金敏明「判解」判タ978号(1998年)170頁、青竹「判批」『閉鎖会社紛争の新展開』前掲注(5)83頁〔初出1999年〕、柴田・前掲注(25)24頁など参照。

(28) この部分は、本件事案との関係では傍論であると指摘されている。大野正道「商法203項と最高裁第三小法廷判決」判タ937号(1997年)76頁。ただ、上告人が本件において権利行使者の選定ができないことが原告適格を認めるべき特段の事情に当たると主張したことに応答した部分であり、まったくの傍論とも言い切れない側面がある。同旨、山田泰彦「株式の共同相続による商法203条2項の権利行使者の指定方法と『特段の事情』」早

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

続人の一人が協議に応じないとしても、相続人間において権利行使者を指定することが不可能ではないし、権利行使者を指定して届け出た場合に会社がその受理を拒絶したとしても、このことにより会社に対する権利行使は妨げられないものというべきであるとしている。上記の引用部分は、全員一致説の不都合な点を指摘するもの（実質的利益衡量）であるが、過半数説の積極的（ないし理論的）根拠としては、権利行使者の選定・通知は準共有株式に関する権利行使に途を開くものであり、この限りでは準共有者全体の利益となるもので準共有者の利害は一致しているから、共有物の管理行為に該当するという点も挙げられる。⁽²⁹⁾

これに対して、全員一致説からは、形式的理由として閉鎖的同族会社の株式相続のケースでは、権利行使者の選定が実質的に事業承継者の決定を意味するから、単なる共有物の管理行為とは見ることができず、むしろ共有物に関する包括的権限付与行為であって財産管理委託行為ないし処分行為に該当すること、実質的理由として多数決で決定できるとすると、過半数の相続分を有する準共有者が準共有株式の全てにつき自己の利益に従って権利を行使することができ、持分少数派の利益が害されるおそれがあるとの指摘がなされている。⁽³⁰⁾ 他方で過半数説からは、会社法106条は、共有者の会社に対する関係における株主の権利行使の一本

法75巻3号（2000年）376頁参照。これに関しては、吉本健一「株式の共同相続と会社訴訟の原告適格——共同相続株式の権利行使に関する判例法理の検討(2)——」神戸学院大学法学部開設50周年記念論文集（近刊）参照。

(29) 神崎克郎「判批」民商79巻3号（1978年）102-103頁、榎本・前掲注(23)176頁、片木・前掲注(25)62頁、荒谷・前掲注(25)102頁、青竹・前掲注(5)35頁、河内・前掲注(10)267頁、柴田・前掲注(25)25頁。

(30) 結局この対立は、権利行使者の権限をどのように理解するかという問題と表裏一体の関係にある。木内・前掲注(24)55頁、河内・前掲注(10)266頁、前嶋・前掲注(25)226頁参照。前掲徳島地判昭和46年1月19日（前掲注(24)）は、権利行使者の選定行為が包括的な財産管理委託行為であることを根拠に全員一致説を採っている。

化を定めただけであり、権利行使者がどのように権利を行使すべきかについては、原則として内部的に取り決めることができ、これがなければ民法249条以下が適用され、権利行使者が当然に自己の判断で権利行使できることにならないと主張されている⁽³¹⁾。

2 この指摘は重要である。しかし、それとともに問題は、最判昭和53年の事案のように、権利行使者が内部的合意を無視して権利行使をした場合をどのように処理すべきかである。全員一致説は、まさにこのような場面を問題視しているからである⁽³²⁾。現に、最判平成9年後にも、過半数説の立場を採りながら、全員一致説の根拠（持分少数派の利益保護）に配慮したと見られる下級審裁判例がいくつか存在する。たとえば、大阪高判平成20年11月28日⁽³³⁾は、権利行使者の選定および議決権行使に関し、以下のように述べる。

「株式会社の株式の所有者が死亡し複数の相続人がこれを承継した場合、その株式は、共同相続人の準共有となる（民法898条）ところ、共同相続人が共有株式の権利を行使するについては、共有者の中から権利行使者を指定しその旨会社に通知しなければならない（会社法106条）。この場合、仮に準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定する

(31) 岩原紳作「判批」法協96巻2号（1979年）114-115頁，小林・前掲注(25)101頁，片木・前掲注(25)63頁，前田・前掲注(25)107頁，永井・前掲注(6)218-219頁，青竹・前掲注(5)34-35頁，49頁，山田泰彦・前掲注(28)381頁，伊藤靖史「判批」商事1586号（2001年）42頁，河内・前掲注(10)267頁，神作・前掲注(10)244頁，来住野究「判批」法研（明治学院大）97号（2014年）111-112頁。反対，木内・前掲注(24)56頁，稲田・前掲注(25)84頁。

(32) 畑・前掲注(24)105頁。

(33) 判時2037号137頁，金判1345号38頁。判例解説ないし評釈として，河内隆史「判批」判評611号（2010年）19頁，王芳「判批」ジュリ1396号（2010年）167頁，大久保拓哉「判批」金判1345号（2010年）2頁，大野正道「判批」リマークス40号（2010年）98頁，稲田龍樹「判解」別冊判タ29号（2010年）162頁，宮島司「判批」法研84巻10号（2011年）89頁，板村＝西尾・前掲注(24)463頁など参照。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

ことができないとすると、準共有者の一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能になるのみならず、ひいては会社の運営に支障を来すおそれがあるので、こうした事態を避けるため、同株式の権利行使者を指定するに当たっては、準共有持分に従いその過半数をもってこれを決することができる⁽³⁴⁾とされている（最高裁平成5年(オ)第1939号同9年1月28日第三小法廷判決・集民181号83頁、最高裁平成10年(オ)第866号同11年12月14日第三小法廷判決・集民195号715頁参照）。もっとも、一方で、こうした共同相続人による株式の準共有状態は、共同相続人間において遺産分割協議や家庭裁判所での調停が成立するまでの、あるいはこれが成立しない場合でも早晩なされる遺産分割審判が確定するまでの、一時的ないし暫定的状態にすぎないのであるから、その間における権利行使者の指定及びこれに基づく議決権の行使には、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはならないというべきである。

そうとすれば、共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとしても、上記のとおり準共有が暫定的状態であることにかんがみ、またその間における議決権行使の性質上、共同相続人間で事前に議案内容の重要度に応じ然るべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手續の過程でその権利を濫用した場合には、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用として許されないものと解するのが相当である。」

この判決では、最判平成9年の判例法理である過半数説に形式的には依拠しながらも、実質的にはむしろ全員一致説にかなり親和的な心情が吐露されている⁽³⁴⁾。これは、過半数説を採る場合には持分少数派の利益が

(34) 同旨、福島洋尚「権利行使者の指定・通知を欠く準共有株式の権利行使」新法122巻9=10号（2016年）399頁参照。大久保拓哉「株式準共有状態における権利行使者の指定——大阪高判平成20年11月28日を素材として

害されるおそれがあるという全員一致説の指摘に十分な理由があり、紛争の実態により近い下級審裁判所の過半数説に対する強い警戒感を示しているといえよう。そして、過半数説のこのような問題点は、結局のところ最判昭和53年の判示まで遡ることが分かる。⁽³⁵⁾ これらの下級審裁判例は、最判平成9年の過半数説を前提としながらも、持分少数派の利益保護とのバランスを調整する苦心の試みといえよう。⁽³⁶⁾

3 しかしながら、このような考えによれば、持分多数派はどの程度の協議を持分少数派との間で行えばよいのか、持分少数派が協議に協力しない場合にはどうなるのか、あるいはそもそも共同相続人間で激しく深刻な相続争い（会社の後継者をめぐる争い）をしているケースでは、冷静な実質的協議を期待することが果たして現実的かという問題が

——」日法76巻2号（2010年）380頁は、本判決の過半数説に言及した部分は傍論であるとされる。

(35) その点を明示的に述べた下級審判決として、大阪地判平成9年4月30日判時1608号144頁は、「……持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解することができる（最高裁平成5年(オ)第1939号同9年1月28日第三小法廷判決・裁判所時報1188号2頁参照）が、選定された権利行使者は準共有者間に意見の相違があるときでも、自己の判断に基づき社員の権利を行使することができる（最高裁昭和52年(オ)第833号同53年4月14日第二小法廷判決・民集32巻3号601頁参照）など、右権利行使者の選定及び通知が持分の準共有者の利害と密接な関係を有することを勘案すると、権利行使者の選定及び会社に対する通知は、持分の準共有者の一部の者のみによってすることはできず、全準共有者が参加して右選定及び通知をすべきであり、仮に全準共有者が参加してすることができない事情がある場合においても、少なくとも参加しない他の準共有者に対し、右選定及び通知に参加し得る機会を与えることを要するものと解すべきである。」としている。

(36) 同旨、岩淵重広「判批」同法67巻7号（2016年）118頁参照。

(37) 最終的に多数決で権利行使者が決まるとすれば、持分少数派は協議に協力するインセンティブがない。協議を要求しても持分少数派保護に限界があると指摘するものとして、河内・前掲注(10)269頁、王・前掲注(33)170頁参照。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

(38) あり、実務としても却って混乱するおそれがある。⁽³⁹⁾ 準共有株主間における実質的な協議を厳格に要求するならば、協議がまとまらないために

(38) 同旨、伊藤靖史「判批」商事1731号（2005年）76頁、板村＝西尾・前掲注(24)467頁、来住野・前掲注(31)113頁、木下崇「共有株式に係る議決権行使と会社による同意」新報122巻9＝10号（2016年）126頁参照。また、岡・前掲注(10)68頁は、権利行使者の選定に参加する機会を保障することは望ましいが、それをしなかったことをもって直ちに選定が無効となるとの解釈は行き過ぎであり、原則有効であるとされる。宮島・前掲注(33)95-98頁は、同様の問題意識を示しつつも、本文の大阪高判の結論に賛成される。結局、相続株式をめぐって激しく対立する共同相続人は、協議をしたところでお互いの考えを改めることはあまり期待できないであろう。むしろ、それまでも種々交渉（ある種の協議）をしながらも、共同相続人間の意見がまとまらなかったからこそ、遺産分割も権利行使者の選定もできない状態が続いているのが通常であるとする、さらに協議をすることでのどのような効果を期待するのであろうか。

(39) 下級審裁判例の中には、準共有持分の過半数保有者による権利行使を権利行使者による権利行使と同視しているものもある。東京地決平成13年3月8日金判1136号28頁およびその抗告審である東京高決平成13年9月3日金判1136号22頁参照。もっとも、これらの裁判例は、10分の9の準共有持分を有する準共有社員に原告適格を認めなかった最判平成9年に抵触するように思われる。他方で、京都地判平成20年5月28日金判1345号53頁（前掲大阪高判平成20年11月28日注(33)の原審判決）は、権利行使者の指定に当たって実質的な協議が行われていないことを理由に当該指定が無効であると解することは相当でないと判示し、東京地決平成17年11月11日金判1245号38頁は、権利行使者の指定は持分の準共有者にとって極めて重要な手続であるから、原則として全準共有者に対し、権利行使者の指定に参加し得る機会を与えることが必要と解されるとしつつも、本件では持分過半数を有する準共有者以外の準共有者が権利行使者の指定に参加していないことについてやむを得ない事情があるとして、そのような権利行使者の指定が有効であるとした。なお、最判平成16年7月1日民集58巻5号1214頁は、共同相続人間で協議をすることなく過半数持分権者が行った権利行使者の選定・通知を有効なものとする原判決（東京高判平成15年3月12日民集58巻5号1263頁）の判断を前提としている。しかし、本件では原判決が権利行使者（原告）による会計帳簿の閲覧・謄写請求を斥け（控訴棄却）、勝訴した被告会社は上告しておらず、この点を争っていないため、最高裁がこの点に関する原判決の判断を是認しているとはいえない。

(同族会社を巡る相続争いではその可能性が高い) 結局権利行使者を選定することができず、最判平成9年が会社運営の円滑のために権利行使者は持分価格の過半数で決定できるとした趣旨に反することとなる⁽⁴⁰⁾。

他方では、全員一致を要求するならば権利行使者の決定ができず、相続株式につき株主権の行使ができないだけでなく、会社の運営に支障が生じたり、あるいは準共有株主以外の株主の意思で総会決議が成立してしまう状況が生じるおそれがあり、やはり過半数説による権利行使者の選定は認めざるを得ない⁽⁴¹⁾。また、準共有株主間に紛争が生じない場合も含めて一般的に見れば、権利行使者の選定・通知は株主としての権利行使を可能とするための管理行為と見るのが正当であろう。とすれば、上述の下級審裁判例とは別の形で、過半数説を前提としつつも、持分少数派の利益保護をはかる解釈論を探求しなければならない。

4 そこで考えられるのが、最判昭和53年の判例法理を修正することで、持分少数派の利益保護を確保することである⁽⁴²⁾。それは、権利行使者による権利行使に何らかの制約を課すことである。たとえば、東京高判平成24年11月26日は、権利行使者の選定・通知がない場合に、会社法

(40) 板村＝西尾・前掲注(24)467頁。

(41) 片木・前掲注(25)62頁、荒谷・前掲注(25)102頁。

(42) 最判昭和53年の見直しを示唆するものとして、伊藤・前掲注(31)43頁、大杉・前掲注(20)90頁、福島・前掲注(34)401頁注(16)、原弘明「判批」近大法学63巻2号(2016年)48頁参照。

(43) 民集69巻1号47頁、判タ1389号256頁、金判1464号36頁。判例解説ないし評釈として、鳥山恭一「判解」法セ705号(2013年)111頁、弥永真生「判解」ジュリ1460号(2013年)2頁、玉井利幸「判解」法教402号判例セレクト2013〔Ⅱ〕(2014年)15頁、中村信男「判批」早稲田商学439号(2014年)341頁、藤原俊雄「判解」新・判例解説 Watch 14号(2014年)119頁、加藤貴仁「判解」平成25年度重判解(2014年)106頁、吉川信將「判批」法研87巻4号(2014年)31頁、梅村悠「判批」ジュリ1469号(2014年)108頁、柴田和史「判批」リマークス49号(2014年)82頁、山下・前掲注(5)16頁、林孝宗「判批」早法89巻4号(2014年)181頁、来住野・前掲注(31)107頁など参照。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

106条但書所定の会社の同意による権利行使が争点となった事案であるが、次のように判示した。

「……会社法106条ただし書きを、会社側の同意さえあれば、準共有状態にある株式について、準共有者中の1名による議決権の行使が有効になると解することは、準共有者間において議決権の行使について意見が一致していない場合において、会社が、決議事項に関して自らにとって好都合の意見を有する準共有者に議決権の行使を認めることを可能とする結果となり、会社側に事実上の権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない。

そして、準共有状態にある株式の議決権の行使について権利行使者の指定及び会社への通知を要件として定めた会社法106条本文が、当該要件からみれば準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られた上で権利行使が行われることを想定していると解し得ることからすれば、同法ただし書きについても、その前提として、準共有状態にある株式の準共有者間において議決権の行使に関する協議が行われ、意思統一が図られている場合にのみ、権利行使者の指定及び通知の手續を欠いていても、会社の同意を要件として、権利行使を認めたものと解するのが相当である。」（下線は引用者が追加）

これは、直接的には権利行使者の選定・通知がない場合に、会社の同意による議決権行使には、準共有者間において議決権行使に関する協議と意思統一が図られている必要があることを述べたものであるが、その根拠として、会社法106条本文の権利行使者による議決権行使においても、準共有者間における議決権行使に関する協議と意思統一が必要であるとの理解を提示している（下線部参照）。これは、本判決では傍論であるが、権利行使者は準共有者間の合意にかかわらず自己の判断に基づき（会社との関係で有効に）議決権を行使できるとする最判昭和53年の趣旨とは合致しない発想と見ることもできる。しかし、本件上告審であ

る最判平成27年2月19日⁽⁴⁴⁾（以下「最判平成27年」という）は、原審の結論を維持したものの、このような理由付けは採らず、ただ会社法106条但書の場合には、民法の共有規定が準用され（民264条）、議決権行使が管理行為に該当する場合は、準共有者間の持分の過半数により議決権行使の内容が決定されるとした。これは、原判決に内在する最判昭和53年と抵触しかねない発想を、最高裁が敏感に嗅ぎ取った結果であるかもしれない。⁽⁴⁵⁾ いずれにしても、判例法理では依然として、（権利行使者の選定・通知がない場合の会社の同意による議決権行使の場面とともに）権利行使者の選定・通知がある場合の権利行使者による議決権行使の場面でも、持分少数派の利益保護の問題は残されているといわざるを得ない。

5 そこで、考えられる利害調整のルールとしては、準共有株主間において議決権行使に合意があるとか、あるいは民法249条以下の規定により議決権行使に関する内部的な決定がなされた場合に、会社（総会議長）がそのことを知っている場合には、権利行使者がそのような合意や決定に反する議決権行使をしても当該議決権行使は瑕疵があるために違法であり、その効力が否定されると解釈することである。⁽⁴⁶⁾ 最判昭和53年

(44) 民集69巻1号25頁，判時2257号106頁，判タ1414号147頁，金法2021号94頁，金判1467号10頁，資料版商事380号126頁。

(45) 最判平成27年は、会社法106条本文を民法264条但書の「特別の定め」に該当するとしており、この関係では権利行使者は民法の共有規定の制約を受けずに会社との関係において有効に議決権を行使できそうであり、最判昭和53年と整合的であるといえる。脇田将典「判批」法協133巻8号（2016年）257頁参照。

(46) 片木・前掲注(25)63頁，山田泰彦・前掲注(28)385頁，泉田・前掲注(25)105頁注(119)，岡・前掲注(10)69頁，田中(亘)・前掲注(6)126頁，神作・前掲注(10)244頁。しかし、このような考え方に対しては、反対説も多い。久留島・前掲注(2)61頁，龍田・前掲注(23)117頁，榎本・前掲注(23)222-223頁，大野・前掲注(10)258頁，稲田・前掲注(25)81頁，青竹・前掲注(5)52頁，永井・前掲注(6)220頁，河内・前掲注(33)22頁，来住野・前掲注(31)117頁注(17)，板村=西尾・前掲注(24)469頁。反対説の根拠はあまり述べられていないが、青竹博士は、会社の善意・悪意で客観的

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

が示す権利行使者が準共有株主間の合意に反する議決権行使をしても有効であるとする解釈は、一般論としては正当である。会社法106条は、会社の事務処理上の便宜のための規定であり、準共有株主間の内部的な合意や決定に煩わされることなく、会社が権利行使者による権利行使だけを正当なものとして取り扱うことを認めることが規定の趣旨であるからである。⁽⁴⁷⁾しかし、それは株式の準共有一般に妥当する解釈ではあるが、本稿が問題にしているような閉鎖的同族会社において、創業者株主や経営者株主が死亡して支配株式が共同相続されたようなケースでは、そのまま妥当する解釈とはいえない。このようなケースでは、会社側の人間（代表取締役や総会議長）も共同相続人の一人であるとか利害関係者であって、そのような共同相続人間の合意や決定などの事情を知っていることが通常である。したがって、権利行使者が準共有者間の合意や決定などに反して自己の利益のために権利行使をした場合には、その権利行使に瑕疵があることを持分少数派は悪意の会社に対しても主張することができる⁽⁴⁸⁾と解すべきである。その結果、権利行使の効力が否定され、持

に判断されるべき決議方法の瑕疵の存否を区別するのは疑問であるとされる（ただし、青竹正一「判批」商事2073号（2015年）26頁では、改説されたようである）。

(47) 木内・前掲注(24)56頁、青竹・前掲注(5)52頁。木下崇「共有株式に係る議決権の行使と権利行使者の指定に関する一考察」『企業法学の論理と体系（永井和之先生古稀記念）』（中央経済社、2016年）265頁は、権利行使者の権限を管理事項に限定し、処分行為に当たるような事項について議決権を行使する場合には、権利行使者が準共有者全員の同意を得なければならない、会社もこれを確認する義務があるとする解釈を提唱される（岩淵・前掲注(36)123頁も参照）。しかし、一般的に会社にこのような負担を強いることは、権利行使者の選定・通知制度が会社の事務処理上の便宜をはかるという制度趣旨に反するのではなからうか。

(48) 京都地判平成20年5月28日金判1345号53頁（前掲大阪高判平成20年11月28日（注(33)参照）の原判決）は、権利行使者がその権限を濫用し議決権を行使した場合には、代理権や代表権が濫用された場合と同様に、相手方（会社）がそれを認識していたときは、民法93条但書の規定を類推し、

少数派の利益を保護することができる。

最判昭和53年の事案では、8月総会において原告Xが総会議長であり、議決権については持分準共有社員間の全員の総意に基づいてこれを行するという合意があったことを知っていたと見られる（X自身がCによる議決権行使が当該合意違反であると主張している）。もっとも、X自身は持分の準共有者ではなく、準共有者（共同相続人）のいどこにすぎない。このような準共有者ではない外部の者が内部的な合意違反の瑕疵を主張することができるかについては疑問もあるが、仮にそれができるとしても、Xは総会の議長としてその旨を主張してCの議決権行使を認めない対応をすることができたにもかかわらず、各別の議決権行使に同意しておりしかも総会の途中で退席してしまったという事情があり、総会決議日から3か月経過後に総会決議不存在確認の訴えを提起したという訴訟としての筋の悪さが結論に影響したように思われる。しかし、9月総会では、準共有持分の権利行使者であるC自身が総会議長を務めており、まさに会社が準共有者間の合意について認識していたといえる（民101条1項参照）。したがって、仮に準共有者ではないXが当該瑕疵を会社に対して主張できるとすれば、Cによる議決権行使には準共有者間の合意に違反するという瑕疵があったことになる。もっとも、そうであったとしても、第一審判決が指摘するように、Xの主張する瑕疵はせいぜい決議取消事由に該当するもので、不存在事由や無効事由には該当しないから、総会の日から3か月経過後の訴え提起による請求が斥けられる結果は変わりなかったと思われる。それにもかかわらず、最判昭和53年は、上告理由に影響を受けた面もあるが、一般論として権利行使者

その議決権行使の法的効力は生じないものと解するのが相当であるとする。これに対して、来住野・前掲注(31)117頁注(17)は、権利行使者は自己の名において権利行使できるから、無権代理または代理権の濫用とはならないとされる。しかし、自己の名で権利行使できることと内部的な制約を逸脱した権利行使が違法であることは両立し得るように思われる。もっとも、この場合の法律構成についてはさらに検討が必要である。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

は内部的な合意にかかわらず自己の判断に基づいて議決権を行使し得るという例外のない解釈を示してしまった。このことは、閉鎖的同族会社のケースに関しては明らかに行き過ぎであり、この後の判例や学説の展開に大きな禍根を残し、実務に無用の混乱を招いたといえるのではなからうか。

6 さて、内部的合意等に違反した権利行使者の議決権行使が、会社との関係でも総会議長の悪意を要件として効力を否定されると解すると、これに基づく総会決議の効力はどうなるであろうか。一般に、個々の株主の議決権行使が無効であっても、直ちに総会決議の効力を否定すべき瑕疵があることにはならない。⁽⁴⁹⁾しかし、株主の議決権行使が無効であり、かつ会社がそのことを知りつつ有効なものを取り扱った場合には、総会決議の方法（議決権行使による賛否の算定方法）に法令違反があるものとして、決議取消原因となると解すべきである（会831条1項1号⁽⁵⁰⁾）。したがって、権利行使者が内部的合意等に違反して議決権を行使し、会社がそのことを認識しつつ有効なものを取り扱った場合も同様に、決議取消原因があると解すべきであろう。⁽⁵¹⁾そして、この場合に、準共有株式

(49) 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(5)』（有斐閣，1986年）321頁〔岩原紳作〕参照。

(50) 前掲最判平成27年は、会社の同意を得て共同相続人の一人が議決権を行使した結果成立した総会決議を取り消した原判決の結論を支持したが、その際民法の共有規定（民252条本文）に違反した議決権行使が不適法であることを理由に挙げている。最高裁は、会社が当該議決権行使が民法に違反していることについて悪意であったかに触れていないが、会社が権利行使者でない準共有者による議決権行使に同意する場合には、当該会社にそのようなリスクを負担させる趣旨であろう。吉本健一「準共有株式の権利行使と会社法106条但書——最高裁平成27年2月19日判決の検討——」神戸学院法学45巻4号（2016年）41頁，鳥山恭一「判批」リマークス52号（2016年）101頁，岩淵・前掲注(36)121頁，松井智予「判批」判評690号（2016年）21頁参照。なお，決議取消が問題となるのは，議案に賛成する議決権行使がなされ，決議が成立した場合のみである。岩原紳作編『会社法コメンタール(7)』（商事法務，2013年）194頁〔山田泰弘〕参照。

の議決権を除外しても総会決議が成立する場合には、裁量棄却となると解される⁽⁵²⁾（同条2項）。このような解釈によって、持分少数派の利益をより保護することが可能となるであろう。

IV おわりに

本稿では、株式が共同相続された場合に関する判例法理を検討する第1段階として、共同相続された株式の帰属形態および権利行使者による議決権行使の効力の問題に関する判例法理を検討した。この中では、とくに準共有株主間の合意等の内部的制約を無視した権利行使者による議決権行使が、会社との関係で例外なく有効である旨を判示した最判昭和53年には持分少数派の保護に問題があることを指摘し、この判例法理を修正することで持分少数派の利益保護をはかる可能性があることを示した。

もっとも本稿の検討を通じて、さらに検討すべき課題も明らかになった。とくに、権利行使者は議決権行使に際し内部的制約に服するとして、準共有者間に別段の合意がなければ、民法の共有規定に従って議決権を行使しなければならない。その際、当該議決権行使はそれが変更・処分行為に該当すれば準共有者の全員の合意、管理行為に該当すれば持分価格の過半数による決定、さらに保存行為に該当すれば自己の判断に従うことになる。そこで、権利行使者による議決権行使に関し、具体的にどのような基準でこの区別を行うべきか、さらに全員一致が要求される事項につき、共同相続人の一人でも反対すれば議決権行使ができないのか、

(51) 総会決議取消しの訴えの原告は、通常権利行使者以外の準共有株主が想定される。権利行使者以外の準共有株主に原告適格が認められるかが問題となるが、総会決議取消しの訴え提起権は、会社法106条本文による権利行使の一本化の必要がない権利であり、原告適格が認められるべきである。吉本・前掲注(50)43頁参照。なお、最判平成27年は、この点について触れていない。

(52) 山田泰彦・前掲注(28)385頁。

株式の共同相続と権利行使者による議決権行使の効力

が問題となる。紙幅の関係から、これらの論点については、別の機会を得て検討を行いたいと考える。